

宮城県新型コロナウイルス感染症対策医療従事者支援金について

事業目的

いまだ明確な治療法が確立されていない新型コロナウイルス感染症において、自身や家族への感染、さらに院内感染への不安及び恐怖心を抱えながら、「帰国者・接触者外来、診療・検査医療機関等」を設置している医療機関において同感染症が疑われる方の検体採取並びに感染症指定医療機関及び入院協力医療機関において新型コロナウイルス感染症入院患者の治療（以下「診療」という。）に直接携わっている医療従事者の労に報いるため、「新型コロナウイルス感染症対策寄附金」（略称：コロナ寄附）等を財源として、医療従事者支援金を当該医療機関に支給します。

支給要件

帰国者・接触者外来、診療・検査医療機関、地域・外来検査センターを設置している医療機関、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関等は、寄附金を財源とする医療従事者支援金が県から支給されたことを示した上で、診療に携わった医療従事者に確実に支払うものとします。

支給対象・支給額

対象医療機関	対象職種	支給額 (1人当たり)
<ul style="list-style-type: none">●帰国者・接触者外来 設置医療機関●診療・検査医療機関●地域外来・検査センター	新型コロナウイルス感染症が疑われる方に直接接して検体採取や診療を行った医師，看護師，臨床検査技師，歯科医師等の医療職	<u>2,000円／日</u>
<ul style="list-style-type: none">●新型コロナウイルス感染症患者の入院又は宿泊療養施設への入所前検査を受入れた感染症指定医療機関及び入院協力医療機関	新型コロナウイルス感染症入院患者に直接接する治療等を行った医師，看護師，臨床検査技師，臨床工学技士等	<u>4,000円／日</u>

支給対象期間

令和2年2月4日から令和3年3月31日まで

※各医療機関において診療・検査医療機関等の指定を受けた以降に新型コロナウイルス感染症が疑われる方の検体採取等を行っていただいた場合が対象となります。